

島田市立島田第三小学校 令和8年度いじめ防止基本方針

基本方針

- いじめは教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されない行為であるという認識を全職員で共有し、地域社会や家庭も含めた社会総がかりで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- 重点目標「知る 考える 活かす」のもと、自己・他者を尊重する豊かな心を育む。
- 「わかる授業」の展開を重視し、子どもの自己有用感を高めるとともに、自己決定力を育む指導を行う。

【保護者・地域との連携】

- 保護者、民生委員、第三小学校区社会福祉協議会、地域の方々と連携し、挨拶・登下校指導等で児童とのコミュニケーションを図り、見守っていく。
- 授業参観や公開日、学年学校行事を通して、児童理解と支援を図っていく。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 生徒指導主任を中心に生徒指導研修会、子どもを語る会をもち、共通理解、共通指導を実践していく。
- 適宜にケース会議を開催する。
- 「三小の約束」をもとにした教師の見とりやアンケートで児童の実態を把握し、方針の点検と今後の支援の確認を行う。

【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員、主任児童委員、地域学校共同活動推進委員等と連携し支援していく。
- 教育委員会、子育て応援課、中央児童相談所などの指導助言を得ながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応にあたる。

いじめ対策委員会

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・学年主任 ・担任
(必要に応じて ・養護教諭・特別支援コーディネーター・PTA 会長
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・民生委員等)

全教職員

【未然防止】

- 一人一人が達成感や充実感もてる授業の実践に努める。
- 道徳を始め学校教育全般を通して、いじめは決して許されないという認識を育てる。
- 相手を思いやりと同時に自分の思いを言葉にすることを学ばせ、コミュニケーション能力の育成を図る。
- 互いのよさを見つけ、考え方の違いに気づかせる活動を通して、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

【早期発見】

- 年5回の「学校生活アンケート」調査実施により、児童の人間関係の実態を把握する。データ3回
- 教育相談日を設定し、個別対応により、問題把握に努め、保護者と児童の思いに沿った解決を図る。
- 連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- 生徒指導研修会を実施し、いじめ防止への意識向上を図る。

【早期対応】

- いじめについて相談を受けた場合や行為を見つけた場合は、速やかに学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。
- 関係する児童からの情報収集により、事実確認をする。
- いじめ対策委員会が中心となり対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童・保護者に対する指導と助言を継続的に行う。

【継続支援・重大事態への対応】

- 重大事態が発生した場合、教育委員会に報告する。
- 学校が主体となって事態の調査に当たる場合は、第三者を含めた調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- いじめを受けた児童とその保護者に適切な情報を提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。